

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案 参照条文

目次

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）	．．．．．	1
○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）	．．．．．	8
○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）	．．．．．	26
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	．．．．．	30
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	．．．．．	31
○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）	．．．．．	34
○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）	．．．．．	38
○中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）	．．．．．	44
○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	．．．．．	51
○独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）（抄）	．．．．．	55
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）	．．．．．	55
○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）	．．．．．	58
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	．．．．．	59
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）	．．．．．	64
○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（抄）	．．．．．	65
○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	．．．．．	65

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	通訳案内士試験（第五条―第十七条）
第三章	登録（第十八条―第二十八条）
第四章	通訳案内士の業務（第二十九条―第三十四条）
第五章	雑則（第三十五条―第三十八条）
第六章	罰則（第三十九条―第四十三条）
附則	

（目的）

第一条 この法律は、通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。

（業務）

第二条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

（資格）

第三条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。

（欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二 第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により奄美群島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 五 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条の二第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第二章 通訳案内士試験

（試験の目的）

第五条 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

（試験の方法及び内容）

第六条 通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 四（略）

（試験の免除）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

- 一 一の外国語による筆記試験に合格した者 次回の通訳案内士試験の当該外国語による筆記試験
- 二 一の外国語による通訳案内士試験に合格した者 他の外国語による通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験

三 (略)

(試験の執行)

第八条 通訳案内士試験は、毎年一回以上、観光庁長官が行う。

(合格証書)

第九条 通訳案内士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(受験手数料)

第十条 通訳案内士試験を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、通訳案内士試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(試験事務の代行)

第十一条 観光庁長官は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2・3 (略)

(試験委員)

第十三条 機構は、試験事務を行う場合において、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、通訳案内士試験委員（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2・4 (略)

(不正受験者の処分)

第十五条 観光庁長官は、不正な手段により通訳案内士試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2・3 (略)

(試験の細目)

第十七条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士試験に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(通訳案内士登録簿)

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

2 (略)

(通訳案内士登録証)

第二十二条 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三条 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第二十四条 通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第二十五条 通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。

三 (略)

四 偽りその他の不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六条 通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七条 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の細目)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章 通訳案内士の業務

(登録証の提示等)

第二十九条 通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

2 通訳案内士は、その業務を行っている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

(禁止行為)

第三十条 通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 三 (略)

第三十一条 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上)

第三十二条 通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 観光庁長官及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第三十三条 通訳案内士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 業務の禁止

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項各号に掲げる処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告)

第三十四条 都道府県知事は、通訳案内士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

第五章 雑則

(通訳案内士の団体)

第三十五条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、

観光庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。

3 観光庁長官は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があるときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第三十六条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称の使用制限)

第三十七条 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(経過措置)

第三十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第三十九条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けた者
- 二 第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分違反した者
- 三 第三十六条の規定に違反した者

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条の規定に違反した者
- 二 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第三十七条の規定に違反した者

第四十二条 第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 旅行業等（第三条―第二十二條）

第三章 旅行業協会（第二十二條の二―第二十二條の二十四）

第四章 雑則（第二十三條―第二十七條）

第五章 罰則（第二十八條―第三十四條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

一〜九 （略）

2 この法律で「旅行者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第八号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為（第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理

して企画旅行契約を締結する行為を含む。)又は旅行者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。
4・5 (略)

第二章 旅行業等

(登録)

第三条 旅行業又は旅行者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 (略)

三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号

四〇六 (略)

2 (略)

(登録の拒否)

第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条の規定により旅行業又は旅行者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)

二 (略)

三 申請前五年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は第六号のいずれかに該当するもの

五 (略)

六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

七 (略)

八 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

九 (略)

2 (略)

(変更登録等)

第六条の四 旅行業の登録を受けた者(以下「旅行者」という。)は、第四条第一項第四号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。

2 第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行者登録簿又は旅行者代理業者登録簿」とあるのは「旅行者登録簿」と、第六条第一項中「次の各号の一」とあるのは「第七号又は第八号」と読み替えるものとする。

3 旅行者又は旅行者代理業者(旅行者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号(旅行者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで)に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

4 (略)

(営業保証金の額等)

第八条 旅行者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額(当該旅行者が第三条の登録を受けた事業年度に営業保証金を供託する場合その他の国土交通省令で定める場合にあつては、国土交通省令で定める額)に依り、第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。

2 〽7 (略)

(旅行業務取扱管理者の選任)

第十一条の二 旅行者又は旅行者代理業者(以下「旅行者等」という。)は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス(運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。)の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2 旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者のすべてが第六条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当し、又は選任した者のすべてが欠けるに至つたときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関し旅行者と契約を締結してはならない。

3・4 (略)

5 旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならぬ。
一 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者

二 前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者
6 旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

(旅行業務取扱管理者試験)

第十一条の三 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行う。

2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の二種類とする。

3 観光庁長官は、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が第一項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一部を免除することができる。

4・5 (略)

(取引条件の説明)

第十二条の四 旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2 旅行者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 (略)

(書面の交付)

第十二条の五 旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

2 (略)

(標識の掲示)

第十二条の九 旅行者等は、営業所において、旅行業と旅行者代理業との別及び第十一条の二第五項各号に規定する営業所の別に応じ国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

2 (略)

(旅程管理業務を行う者)

第十二条の十一 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務（以下「旅程管理業務」という。）を行う者として旅行者によつて選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者であつて、次条から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する旅程管理業務に関する研修（以下「旅程管理研修」という。）の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。

2 (略)

(登録研修機関の登録)

第十二条の十二 前条第一項の登録は、旅程管理研修の実施に関する業務（以下「研修業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十二条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条の十一第一項の登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十二条の十四 観光庁長官は、第十二条の十二の規定により登録を申請した者の行う旅程管理研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地
四 (略)

(研修業務の実施に係る義務)

第十二条の十六 登録研修機関は、公正に、かつ、第十二条の十四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

(研修業務規程)

第十二条の十八 登録研修機関は、研修業務に関する規程（以下「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(業務の休廃止)

第十二条の十九 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十二条の二十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十四条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(改善命令)

第十二条の二十二 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十六の規定に違反しているとき、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十二条の二十三 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の一部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〜五 (略)

(帳簿の記載)

第十二条の二十四 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第十二条の二十五 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十二条の二十六 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3

(観光庁長官による研修業務の実施)

第十二条の二十七 観光庁長官は、第十二条の十一第一項の登録を受けた者がいないとき、第十二条の十九の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(公示)

第十二条の二十八 観光庁長官は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一〜三 (略)

四 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(業務改善命令)

第十八条の三 観光庁長官は、旅行者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があるとき、当該旅行者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

4 前二項の規定は、第二十四条の規定により、第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合には、適用しない。

(登録の取消し等)

第十九条 観光庁長官は、旅行者等が次の各号の一に該当するときは、六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第六条第一項第二号若しくは第四号から第六号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 (略)

2・3 (略)

(登録の抹消等)

第二十条 観光庁長官は、登録の有効期間（第六条の三第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、第七条第五項（第八条第三項又は第九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、第十五条の規定による届出があつたとき、又は第十五条の二若しくは第十八条第三項（第二十二条の十五第四項又は第二十二条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録が効力を失つたときは、当該旅行業又は旅行者代理業の登録を抹消しなければならない。

2・4 (略)

(登録免許税及び手数料)

第二十二条 第四条第一項の規定による登録、第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の規定による

変更登録の申請をする者（第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係る申請をする者を除く。）は、次に掲げる区分により、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）で定める登録免許税又は実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 （略）

2・3 （略）

第三章 旅行業協会

（指定）

第二十二条の二 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一 （略）

二 申請者が旅行業者等のみを社員とするものであること。

三 申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第二十二条の四の規定に適合するものであること。

四 申請者が第二十二条の二十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者でないこと。

五 申請者の役員のうち第六条第一項第一号から第三号まで又は第五号の一に該当する者がいないこと。

2 観光庁長官は、前項の指定をしたときは、その指定した者（以下「旅行業協会」という。）の名称、住所及び事務所の所在地並びに第二十二条の九第一項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日を官報で公示しなければならない。

3・4 （略）

（業務）

第二十二条の三 旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

一 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行者等の取り扱った旅行業務に対する苦情の解決

二 旅行業務の取扱いに従事する者に対する研修

三 （略）

四 旅行業務の適切な運営を確保するための旅行者等に対する指導

五 旅行業務に関する取引の公正の確保又は旅行業及び旅行者代理業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報

(社員の資格及び加入)

第二十二條の四 旅行業協会は、社員の資格について、旅行者と旅行者代理業者との別以外の制限を加えてはならない。

2 旅行業協会は、社員としての資格を有する旅行者等が旅行業協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(社員の加入及び脱退の報告)

第二十二條の五 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を観光庁長官に報告しなければならない。

(苦情の解決)

第二十二條の六 旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行者等が取り扱った旅行業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該旅行者等に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 旅行業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該旅行者等に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

(旅行業務の研修)

第二十二條の七 旅行業協会は、一定の課程を定め、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他旅行者等の従業者に対する旅行業務の取扱いについての研修を実施しなければならない。

2 前項の研修は、社員以外の旅行者等の従業者も受けることができるようにしなければならない。

(弁済業務保証金の供託)

第二十二條の八 旅行業協会は、第二十二條の十第一項から第三項までの規定により弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、その日から七日以内に、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、その納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

2 弁済業務保証金の供託は、旅行業協会の住所のもよりの供託所にしなければならない。

3 (略)

(弁済業務保証金の還付)

第二十二條の九 保証社員(次條第一項の規定により弁済業務保証金分担金を納付した社員をいう。以下同じ。)又は当該保証社員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、観光庁長官の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内(当該保証社員について既に次項の認証をした債権があるときはその額を控除し、第二十二條の十一第二項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。

2 3 4 (略)

5 第一項の弁済限度額は、第二十二條の十四の規定の適用がないとしたならば当該保証社員である旅行業者が供託すべきこととなる営業保証金の額を下ることができない。

6 (略)

(弁済業務保証金分担金の納付等)

第二十二條の十 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。

一 (略)

二 第二十二條の二第一項の指定の日に旅行業協会の社員である旅行業者 前條第一項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日の一箇月前の日

2 3 4 (略)

(還付充当金の納付等)

第二十二條の十一 旅行業協会は、第二十二條の九第一項の規定により弁済業務保証金の還付があつたときは、当該還付に係る保証社員又は保証社員であつた者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

2 3 (略)

(弁済業務保証金の取戻し等)

第二十二條の十二 旅行業協会は、保証社員が旅行業協会の社員の地位を失つたときは、当該保証社員であつた者が第二十二條の十の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金を、毎事業年度終了後又は保証社員が第六條の四第一項の変更登録を受けた場合において当該保証社員に係る第二十二條の十の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、その減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

2 旅行業協会は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が減額されたときは、すべての保証社員の減額分に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

3 (略)

4 前項の場合において、当該保証社員が社員の地位を失ったときは次項に規定する期間が経過した後、旅行業協会が当該保証社員であった者又は保証社員に対して債権を有するときはその債権に關し弁済が完了した後、旅行業協会が当該保証社員であった者又は保証社員に關し第二十二條の九第二項の認証をした債権があるときは当該債権に關して生ずることとなる前條第一項の還付充當金の債権に關し弁済が完了した後、前項の弁済業務保証金分担金を返還する。

5 旅行業協会は、保証社員が社員の地位を失ったときは、当該保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所屬旅行業者とする旅行業者代理業者との旅行業務に關する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に關し第二十二條の九第一項の權利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同條第二項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならぬ。

6 旅行業協会は、前項の期間内に申出のなかつた同項の債権に關しては、第二十二條の九第二項の認証をすることができない。

7 (略)

第二十二條の十三 旅行業協会は、第二十二條の九第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において還付充當金の納付がなかつたときの弁済業務保証金の供託に充てるため、弁済業務保証金準備金を積み立てなければならぬ。

2 旅行業協会は、弁済業務保証金(第二十二條の八第三項において準用する第八條第六項の規定により供託された有価証券を含む。)から生ずる利息又は配當金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

3 旅行業協会は、第二十二條の九第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において、第一項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、保証社員に対し、弁済業務規約で定める額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

4 (略)

5 第二十二條の十一第三項の規定は、前項の場合に準用する。

6 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金を第二十二條の九第三項の規定による弁済業務保証金の供託に充てた後において、第二十二條の十一第二項の規定により当該弁済業務保証金の供託に係る還付充當金の納付を受けたときは、その還付充當金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、觀光庁長官の認可を受けて、第二十二條の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超えることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。

(営業保証金の供託の免除)

第二十二條の十四 保証社員は、第二十二條の九第一項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日以後、この法律の規定による営業保証金を供託することを要しない。

(保証社員となつた場合の営業保証金の取戻し等)

第二十二條の十五 旅行者は、旅行業協会の保証社員となつたときは、供託した営業保証金を取りもどすことができる。

2・3 (略)

4 第十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の十五第三項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條の十五第三項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から十四日以内に」とあるのは「保証社員でなくなつた日から七日以内に」と読み替える。

(保証社員の旅行業約款の記載事項)

第二十二條の十六 保証社員は、その旅行業約款に次に掲げる事項を明示しておかなければならない。

一〜四 (略)

(弁済業務規約の認可)

第二十二條の十七 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一〜三 (略)

四 弁済業務保証金の取りもどし及び取りもどし金の管理に関する事項

五〜七 (略)

2 (略)

(事業計画等)

第二十二條の十八 旅行業協会は、毎事業年度開始前に(第二十二條の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後すみやかに)、事業計画及び収支予算を作成し、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(役員を選任及び解任)

第二十二條の十九 旅行業協会の役員を選任及び解任は、観光庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十二條の十七第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第二十二條の二第一項第五号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第二十二條の二十 観光庁長官は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第二十二條の二十一 観光庁長官は、旅行業協会が次の各号の一に該当するときは、第二十二條の二第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二十二條の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十二條の十七第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反したとき。
- 三 第二十二條の十七第二項、第二十二條の十九第二項又は前條の規定による処分違反したとき。
- 2 観光庁長官は、第二十二條の二第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等)

第二十二條の二十二 旅行業協会が第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した場合においては、当該旅行業協会の保証社員であつた旅行者は、営業保証金を供託しなければならない。

2 第十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の二第二項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條の二第二項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から十四日以内」とあるのは「旅行業協会が第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した日から二十一日以内に」と読み替える。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第二十二條の二十三 観光庁長官は、第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した旅行業協会（以下「旧協会」という。）

の保証社員であつた旅行者のうち前条第二項において準用する第十八条第三項の規定により登録が効力を失つたため第二十条第一項の規定により登録を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。

2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取り戻すことができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であつた者に係る第二十二條の九第二項の認証をした債権で同条第一項の権利が実行されていないものの合計額に相当する額の弁済業務保証金については、この限りでない。

3 旧協会は、第一項の通知を受けたときは、同項の通知に係る保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行者とする旅行者代理業者との旅行者業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に關し第二十二條の九第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならぬ。

4 旧協会は、前項の規定による公告をした後においては、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第二十二條の九第二項の規定による認証の事務を行うものとする。

5 旧協会は、第三項の公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権に関する認証の事務が終了した後は、その時において供託されている弁済業務保証金のうちその時まで第二十二條の九第二項の認証をした債権で同条第一項の権利が実行されていないものの合計額を控除した額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

6・7 (略)

(指定の取消し等の場合の弁済業務保証金等の交付)

第二十二條の二十四 旧協会は、前条第二項、第五項及び第六項の規定により取りもどした弁済業務保証金、第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した日(以下「指定取消し等の日」という。)以後において第二十二條の十一第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金(指定取消し等の日以後において第二十二條の十三第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む。)を、指定取消し等の日に保証社員であつた者に対し、これらの者に係る弁済業務保証金分担保金の額に応じ、政令で定めるところにより、交付する。

第四章 雑則

(意見の聴取)

第二十三條 観光庁長官は、第六条第一項(第六条の三第二項又は第六条の四第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該旅行者等又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開により意見を聴取しなければならない。

2 前項の場合においては、観光庁長官は、意見の聴取の期日の一週間前までに、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を当該旅行者等に通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 観光庁長官は、第一項の場合において、当該旅行者等の所在が不明であるため前項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその所在が判明しないとき、又は当該旅行者等若しくはその代理人が正当な理由がなくて意見の聴取の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第六条第一項の規定による処分をすることができる。

(聴聞の特例)

第二十三条の二 観光庁長官は、第十八条の三第一項（第一号を除く。）の規定による処分又は第十九条第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 観光庁長官は、第十八条の三第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

(経過措置)

第二十三条の三 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(都道府県が処理する事務)

第二十四条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

(団体の届出)

第二十五条 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業若しくは旅行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を観光庁長官に届け出なければならない。

(試験事務の代行)

第二十五条の二 観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第十一条の三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

259 (略)

10 第二十三条の十七第二項の規定は試験事務規程について、第二十三条の二十の規定は旅行業協会が試験事務を行う場合に準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十六条 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、旅行者等、第十二条の十一第一項の登録を受けた者、旅行業協会又は第二十五条の団体に、その業務に関し、報告をさせることができる。

2 (略)

3 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

458 (略)

(消費者庁長官への資料提供等)

第二十六条の二 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があるときは、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(国土交通省令への委任)

第二十七条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の二十三の規定による研修業務の停止の命令に違反した登録研修機関の役員又は職員
- 二 第二十五条の二第七項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して旅行業を営んだ者

- 二 不正の手段により第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録を受けた者
- 三 第六条の四第一項の規定に違反して第四条第一項第四号の業務の範囲について変更をした者
- 四 第七条第三項（第九条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の規定に違反してその事業を開始した者
- 五 第十四条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行業若しくは旅行業者代理業を他人に経営させた者
- 六 第十四条の三第一項の規定に違反して所屬旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱った者

第三十条 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 (略)
- 三 第十一条の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱管理者を選任しなかつた者
- 四 (略)
- 五 十五 (略)
- 十六 第十八条の三第一項の規定による命令に違反した者
- 十七 第二十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十八 第二十六条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の十九の規定による届出をしないで研修業務の全部を廃止したとき。
- 二 (略)
- 三 第十二条の二十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 (略)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第二十九条から第三十一条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条の二十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者
- 二 第十五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表（第十二条の十四関係）

科	目	講	師
一	この法律及び旅行業約款に関する科目		一 旅程管理業務を行う者として旅行者によつて選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二	旅程管理業務に関する科目		一 旅程管理業務を行う者として旅行者によつて選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に五回以上従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者であつて、旅行業に五年以上従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（抄）

目次

- 第一章～第五章（略）
 - 第六章 罰則（第六十四条―第七十条）
- 附則

（産業振興促進計画の認定）

第十一条 奄美群島市町村は、単独で又は共同して、振興開発計画に即して、主務省令で定めるところにより、当該奄美群島市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（以下「産業振興促進計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2・3（略）

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 奄美群島特例通訳案内士育成等事業（奄美群島において奄美群島特例通訳案内士（第十七条第二項に規定する奄美群島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。）に関する事項

二・三（略）
5 7（略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分に次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三（略）

四 第二項第三号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

9・10（略）

（通訳案内士法の特例）

第十七条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該奄美群島特例通訳案内士育成等事業に係る奄美群島特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第六十五条、第六十六条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第六十八条及び第七十条に定めるところによる。

2 奄美群島特例通訳案内士は、その資格を得た認定産業振興促進計画に記載された計画区域（以下この条において「認定計画区域」という。）において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）を行うことを業とする。

3 奄美群島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4 第一項の認定を受けた奄美群島市町村が行う当該認定に係る認定計画区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定計画区域の区域において、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わし、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

- 三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 五 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 六 奄美群島特別通訳案内士は、その資格を得た認定計画区域の区域外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。
- 七 奄美群島特別通訳案内士は、その業務に関して奄美群島特別通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た認定計画区域の区域を明示してするものとし、当該認定計画区域以外の区域を表示してはならない。
- 八 通訳案内士法第三章の規定は、奄美群島特別通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「奄美群島特別通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあっては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定めた一の奄美群島市町村をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「奄美群島特別通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八

項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、奄美群島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあつては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定めた一の奄美群島市町村をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、奄美群島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあつては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定めた一の奄美群島市町村をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と読み替えるものとする。

（旅行業法の特例）

第十八条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画（旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録又は同法第六条の第四第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について、国土交通省令で定める書類を添付して、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の第四第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2・3 （略）

4 奄美群島内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。
二 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に関し奄美群島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

5 （略）

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により奄美群島特例通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分違反した者

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第七項の規定に違反した者
 - 二 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
 - 三 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四〇七 (略)

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第四号から第六号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第六十八条 第十七条第十項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一・二 (略)

第七十条 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
----------------------------------	------	----

一〇百四十一 (略)		
百四十二 旅行業若しくは旅行者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録 (注) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項(旅行業法の特例)、奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一項(旅行業法の特例)又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十八条第一項(旅行業法の特例)の規定により旅行者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項(観光圏整備実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による観光圏整備実施計画の認定、奄美群島振興開発特別措置法第十一条第八項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三条第二項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第八項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三条第二項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定は、当該登録とみなす。	一件につき九万円	
(一)・(二) (略)		
(三) 旅行業法第十二条の十一第一項(登録研修機関の登録)の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき一万五千元
百四十二の二〇百六十 (略)		

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事務	
一〇百四 (略)	(略)	
百五 観光庁又は旅行業法第二十二條の二 第二項に規定する旅行業協会	の	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるも
百六〇百二十二 (略)	(略)	

別表第二(第三十条の十関係)

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務 (略)
一〇六 (略)	(略)
七 市町村	中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)による同法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の二 市町村長	構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)による同法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八〇九 (略)	(略)
九の二 市町村長	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九の三 市町村長	小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)による同法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十・十一 (略)	(略)

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務 (略)
一〇二十 (略)	(略)

二十一	都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一の二	都道府県知事	構造改革特別区域法による同法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一の三	福島県知事	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）による同法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二～二十六	(略)	(略)
二十六の二	沖縄県知事	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）による同法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七～二十九	(略)	(略)

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関		事務
一～五	(略)	(略)
六	市町村長	中心市街地の活性化に関する法律による同法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の二	市町村長	構造改革特別区域法による同法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七～八	(略)	(略)
八の二	市町村長	奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第

八の三 市町村長	<p>十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>小笠原諸島振興開発特別措置法による同法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
九・十 (略)	(略)

別表第五 (第三十条の十五関係)

- 一〇二十四 (略)
- 二十五 旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六 通訳案内士法 (外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 (平成九年法律第九十一号) において準用する場合を含む。) による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六の二 構造改革特別区域法による同法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十七〇三十一 (略)
- 三十一の二 沖縄振興特別措置法による同法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十二〇三十四 (略)

○小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和四十四年法律第七十九号) (抄)

目次

第一章〇第四章 (略)

第五章 罰則 (第五十二条―第五十六条)

附則

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 小笠原村は、振興開発計画に即して、国土交通省令で定めるところにより、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（以下「産業振興促進計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業（小笠原諸島において小笠原諸島特例通訳案内士（第十七条第二項に規定する小笠原諸島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。）に関する事項

二・三 (略)

5・7 (略)

8 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一・三 (略)

四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

9・10 (略)

(通訳案内士法の特例)

第十七条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に係る小笠原諸島特例通訳案内士については、次項から第九項まで、第五十二条、第五十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第五十五条及び第五十六条に定めるところによる。

2 小笠原諸島特例通訳案内士は、小笠原諸島において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）を行うことを業とする。

3 小笠原諸島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4 小笠原村が第一項の認定を受けた産業振興促進計画に基づいて行う通訳案内に関する研修を修了した者は、小笠原諸島において、小

笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 小笠原諸島特例通訳案内士は、小笠原諸島以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 通訳案内士法第三章の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「小笠原諸島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「小笠原村」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「小笠原村長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「小笠原諸島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「

小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「小笠原村長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第三十五条の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「小笠原村長」と読み替えるものとする。

(旅行業法の特例)

第十八条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画（旅行業法第三条の旅行者代理業の登録又は同法第六条の第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について、国土交通省令で定める書類を添付して、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行者代理業の登録を受け、又は同法第六条の第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 小笠原諸島内限定旅行者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行者業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、小笠原諸島内限定旅行者業務取扱管理者を同項に規定する旅行者業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。
二 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に関し小笠原諸島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

5 (略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により小笠原諸島特例通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 二 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 五 (略)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第三号から第五号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第五十五条 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を二十万円以下の過料に処する。

第五十六条 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）

目次

第一章 第三章 (略)

第四章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置（第七条―第十条）

第二節 地域限定通訳案内士（第十一条―第二十四条）

第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条―第三十一条）

第六章 罰則（第三十二条―第三十七条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 (略)

四 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

五 (略)

3・4 (略)

(外客来訪促進計画)

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる。

一 六 (略)

七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあつては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 (略)

2 (略)

3 観光庁長官は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 四 (略)

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

- ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 六 その他その外客来訪促進計画を実施することが計画地域への外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。
- 4 5 6 (略)

第二節 地域限定通訳案内士

(地域限定通訳案内士の業務等)

- 第十一条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。
- 2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

(地域限定通訳案内士となる資格)

- 第十二条 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

(地域限定通訳案内士の欠格事由)

- 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。
- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
 - 二 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖

縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（地域限定通訳案内士試験）

第十四条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項（同条第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により観光庁長官が同意した場合に限り、次条から第二十一条まで及び第二十四条第一項の規定並びに観光庁長官の定める基準に基づき、これを行う。

（試験の方法及び内容）

第十五条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 外国語

二 当該都道府県の区域に係る地理

三 当該都道府県の区域に係る歴史

四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

（試験事務の代行）

第十六条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき地域限定通訳案内士試験に係る手数料を徴

収する場合においては、第一項の規定により指定試験機関が行う地域限定通訳案内士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(役員の選任及び解任)

第十七条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画等)

第十八条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督命令)

第十九条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第二十条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験の細目)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に関し必要な事項は、政令で定める。

(資格を得た都道府県の区域以外における業務の制限)

第二十二条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称表示の場合の義務)

第二十三条 地域限定通訳案内士は、その業務に関して地域限定通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た都道府県の名称を明示してするものとし、当該都道府県以外の地域の名称を表示してはならない。

(通訳案内士法の準用)

第二十四条 通訳案内士法第七条、第九条並びに第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「外客旅行容易化法」という。）第十六条第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）の開始前」と、同法第十三条第一項中「通訳案内士として」とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同条第四項中「この法律（この法律」とあるのは「外客旅行容易化法（外客旅行容易化法）」と読み替えるものとする。

2 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定通訳案内士登録簿」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第二項において準用する第十八条」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「外客旅行容易化法第十三条各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第二項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客旅行容易化法又は外客旅行容易化法」と読み替えるものとする。

4 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第六章 罰則

第三十二条 第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により地域限定通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第二十四條第三項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三條の規定に違反した者
- 二 第二十四條第三項において準用する通訳案内士法第三十條の規定に違反した者
- 三 第二十四條第三項において準用する通訳案内士法第三十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十五條 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六條 第二十四條第四項において準用する通訳案内士法第三十五條第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を二十万円以下の過料に処する。

第三十七條 第二十四條第三項において準用する通訳案内士法第二十九條第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

目次

第一章（第五章）（略）

第六章 雑則（第七十六条―第八十六条）

附則

(定義)

第七条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

2 3 9 (略)

10 この法律において「中心市街地特例通訳案内士育成等事業」とは、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、中心市街地における経済活力の向上を図るため、第三十六条第二項に規定する中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業をいう。

11 3 12 (略)

13 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

第八条 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 3 6 (略)

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

八 3 12 (略)

3 3 7 (略)

(基本計画の認定)

第九条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 3 4 (略)

五 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

六〇九 (略)

3〽15 (略)

(認定計画の変更)

第二十五条 計画の認定を受けた者(次条から第三十一条まで及び第八十二条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画(第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 (略)

(通訳案内士法の特例)

第三十六条 市町村が、基本計画において、中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第十項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該中心市街地特例通訳案内士育成等事業に係る中心市街地特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第八十一条、第八十二条(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第八十五条及び第八十六条に定めるところによる。

2 中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域において、報酬を得て、通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条に規定する通訳案内をいう。第四項及び第六項において同じ。)を行うことを業とする。

3 中心市街地特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4 第一項の認定を受けた市町村が行う当該認定に係る認定中心市街地の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定中心市街地の区域において、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わし、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項

- の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 6 中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。
- 7 中心市街地特例通訳案内士は、その業務に関して中心市街地特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た認定中心市街地の区域を明示してするものとし、当該認定中心市街地の区域以外の区域を表示してはならない。
- 8 通訳案内士法第三章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する第十八条」と、同項並びに同法第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。
- 9 通訳案内士法第四章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定市

「町村の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、中心市街地特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。））の認定を受けた市町村をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）

第四十八条 特定民間中心市街地活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項各号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 5 （略）

（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定）

第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 9 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第五十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保

「無担保保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小小売商業高度化事業又は同条第十一項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は一般社団法人等が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中心市街地商業等活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 認定特定計画に基づく第七条第七項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第十一項第一号に掲げる特定事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する一般社団法人等（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

3 5 (略)

(道路運送法の特例)

第五十六条 第七条第十一项第三号に掲げる事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例)

第五十七条 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であつて第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録(以下この条において「第一種貨物利用運送事業登録」という。)を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可(同法第九条第一項の認可を含む。)を受けているものが特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項の認可(以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。)を受けたものとみなす。

254 (略)

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七条第十一项第四号に掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は一般社団法人である場合にあつては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定特定民間中心市街地活性化事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条(同法第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

6・7 (略)

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により中心市街地特例通訳案内士の登録を受けた者

三 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十六条第七項の規定に違反した者

四 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

五 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十三条 第二十六条、第四十七条又は第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条、第八十二条第一号若しくは第二号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第八十五条 第三十六条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第八十六条 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

目次

第一章（第十章）（略）

第十一章 罰則（第一百七十七条―第二百一十一条）

附則

（沖繩特例通訳案内士育成等事業計画の認定）

第十二条 沖繩県知事は、沖繩特例通訳案内士育成等事業計画（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、沖繩における観光の振興を図るため、沖繩県が行う沖繩特例通訳案内士（第十四条第二項に規定する沖繩特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業の内容その他の当該事業に関する事項について定めた計画をいう。次項及び次条第一項において同じ。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、沖繩特例通訳案内士育成等事業計画が次に掲げる基準に適合

すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。
- 二 当該沖縄特別通訳案内士育成等事業計画の実施が沖縄における観光の振興に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 3 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(沖縄特別通訳案内士育成等事業計画の変更等)

第十三条 沖縄県知事は、前条第二項の認定を受けた沖縄特別通訳案内士育成等事業計画（以下この条及び次条第一項において「認定沖縄特別通訳案内士育成等事業計画」という。）の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、認定沖縄特別通訳案内士育成等事業計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項において同じ。）が前条第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

4 前条第二項から第四項までの規定は認定沖縄特別通訳案内士育成等事業計画の変更について、同条第四項の規定による認定の取消しについて、それぞれ準用する。

(通訳案内士法の特例)

第十四条 認定沖縄特別通訳案内士育成等事業計画に係る沖縄特別通訳案内士については、当該認定の日以後は、次項から第九項まで、第一百七七条、第一百八条、第二百十条及び第二百十一条に定めるところによる。

2 沖縄特別通訳案内士は、沖縄において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）を行うことを業とする。

3 沖縄特別通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4 第十二条第二項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた沖縄県知事が行う沖縄の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、沖縄において、沖縄特別通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特別通訳案内士となる資格を有しない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二 第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経

過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 沖縄特別通訳案内士は、沖縄以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

七 通訳案内士法第三章の規定は、沖縄特別通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「沖縄特別通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「沖縄県」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「沖縄特別通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

八 通訳案内士法第四章の規定は、沖縄特別通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同法第二項並びに同法第三十条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこ

の法律」とあるのは「沖縄振興特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第三十五条の規定は、沖縄特別通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替えるものとする。

(一般担保)

第六十四条 沖縄振興開発金融公庫は、小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。以下この条において同じ。）一般送配電事業（同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この条において同じ。）及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この条において同じ。）のいずれも営む者たる会社（以下この条及び第九十九条において「兼業会社」という。）に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

254 (略)

5 第一項の貸付金を借り入れた兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社（同項各号に掲げる会社をいう。以下この条及び第九十九条において同じ。）は、二週間以内に、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一5 (略)

6・7 (略)

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により沖縄特別通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 二 第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百十九条 第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした兼業会社又は分割等会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一3 (略)

第二百二十条 第十四条第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を

したときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第二百二十一条 第十四条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）（抄）

（業務の範囲）

第九条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十一条第一項の規定により通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。

四〜七 （略）

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）

（通訳案内士法の特例）

第十九条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）に対する外国人観光旅客の需要の動向その他の事情からみて、地域限定特例通訳案内士（次項に規定する地域限定特例通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業（以下この項及び別表第九号の二において「地域限定特例通訳案内士育成等事業」という。）を実施することが、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域における観光の振興を図るため必要であると認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域限定特例通訳案内士育成等事業に係る地域限定特例通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

3 地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該構造改革特別区域の区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有する。

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定特例通訳案内士となる資格を有しない。
 - 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
 - 二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 八 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 6 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。
- 7 地域限定特例通訳案内士は、その業務に関して地域限定特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た構造改革特別区域の区域を明示するものとし、当該構造改革特別区域以外の区域を表示してはならない。
- 8 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定め

た一の地方公共団体をいう。以下この章において同じ。」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八條」とあるのは「構造改革特別区域法第十九條の二第八項において準用する第十八條」と、同法第二十条第一項、第二十一條、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條から第二十七條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五條第一項第三号中「第四條各号」とあるのは「構造改革特別区域法第十九條の二第五項各号」と、同法第二十六條中「第二十一條第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九條の二第八項において準用する第二十一條第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二條第一項中「第三十五條第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九條の二第十項において準用する第三十五條第一項」と、同法第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（構造改革特別区域法第十九條の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四條第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三條第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「構造改革特別区域法又は同法」と、同項、同法第二項及び同法第三十四條中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五條の規定は、地域限定特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同法第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（構造改革特別区域法第十九條の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四條第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。第三項において同じ。）の長」と、同法第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十條の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五條第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一～八 （略）	（略）	（略）
九	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第十九条
九の二	地域限定特例通訳案内士育成等事業	第十九条の二
十～二十五	（略）	（略）

○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）

（観光圏整備実施計画の認定）

第八条 観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～三 （略）

四 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圏整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。

五 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとする者が旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十二条第四項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

4～9 （略）

（旅行業法の特例）

第十二条 観光圏整備事業を実施しようとする者であつて滞在促進地区において旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第五項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営むもの（旅行業法第三条の登録を受けた者を除く。）が、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図るために実施する旅行業法第二条第二項に規定する旅行者代理業であつて、当該観光圏内の旅行（宿泊者の滞在の促進に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務（以下単に「旅行業務」という。）の取扱いに係る契約を締結する行為を行うもの（以下「観光圏内限定旅行者代理業」という。）に関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて観光圏内限定旅行者代理業を実施するに当たり、同法第三条の旅行者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならぬときは、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 観光圏内限定旅行者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、観光圏内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

二 (略)

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（産業復興再生計画の認定）

第六十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画（以下「産業復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第六十三条から第七十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ 福島特例通訳案内士育成等事業（福島において福島特例通訳案内士（第六十三条第二項に規定する福島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。）

ロ〜ト (略)

四 前号に規定する産業復興再生事業（この第六十三条から第七十三条までの規定による特別の措置の内容）
五（略）

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第六十三条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第七十二条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第九十七条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第七十二条及び第七十三条において「復興庁令・主務省令」という。）又は第七十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 5 11（略）

（通訳案内士法の特例）

第六十三条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第九項の認定をいい、前条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2 福島特例通訳案内士は、福島において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。第四項及び第六項において同じ。）を行うことを業とする。

3 福島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4 福島県知事が第一項の認定を受けた産業復興再生計画に基づいて行う通訳案内に関する研修を修了した者は、福島において、福島特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

- 五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 八 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 九 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 六 福島特別通訳案内士は、福島以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。
- 七 通訳案内士法第三章の規定は、福島特別通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特別通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特別通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。
- 八 通訳案内士法第四章の規定は、福島特別通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十三条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同法第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。
- 九 通訳案内士法第三十五条の規定は、福島特別通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「福島県知事」と読み替えるものとする。
- 10 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第六項の規定に違反した者

- 二 偽りその他不正の手段により福島特例通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
- 11 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
 - 二 第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 12 第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。
- 13 第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(商標法の特例)

- 第六十四条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号ロに規定する商品等需要開拓事業（以下この条において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。
- 257 (略)

(種苗法の特例)

- 第六十五条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。
- 255 (略)

(地熱資源開発事業)

- 第六十六条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号ニに規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第七十条までの規定を適用する。

(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)

- 第七十一条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業（以下この条において「流通機能向上事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であつて、国土交

通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可

若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

<p>一 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三条の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項</p>	<p>同法第三条の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出</p>
<p>二 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同法第三条第一項の登録又は同法第三条第一項の登録を要する行為に関する事項</p>	<p>同法第三条第一項の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同法第三条第一項の登録による届出</p>
<p>三 貨物利用運送事業法第二十条の許可、同法第二十五条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項</p>	<p>同法第二十条の許可、同法第二十五条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出</p>
<p>四 貨物利用運送事業法第三十五条第一項の登録、同法第三十九条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項</p>	<p>同法第三十五条第一項の登録、同法第三十九条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出</p>
<p>五 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可、同法第四十六条第二項の認可又は同条第四項の規定による届出を要する行為に関する事項</p>	<p>同法第四十五条第一項の許可、同法第四十六条第二項の認可又は同条第四項の規定による届出</p>
<p>六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可、同法第九条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項</p>	<p>同法第三条の許可、同法第九条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出</p>

266 (略)

(政令等で規定された規制の特例措置)

第七十二条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第七十三条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

○国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号) (抄)

(構造改革特別区域法の特定事業)

第十条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一 三 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたもの(第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。)については、第八条第七項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を構造改革特別区域法第四条第九項の認定(同法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)と、第八条第七項の認定を受けた区域計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)と、同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画(同法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二条第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなった場合及び次条第一項の規定により第八条第七項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章(第十二条第一項を除く。)中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議が、その」と、同法第十二条(同条第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項を除く。)、第十三条(同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項を除く。)、第十三条(同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。))及び第十九条の二第八項から第十項までの規定中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。))に係る関係地方公共団体」と、同法第十二条第五項、第十九条の二第四項、第二十条第三項、第二十四条第二項及び第五項並びに第二十九条第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体」と

するほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十九条第一項第三号	(略)	(略)
第十九条の二第八項から第十項まで	当該地方公共団体 一の地方公共団体	当該関係地方公共団体 一の関係地方公共団体
(略)	(略)	(略)

456 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（抄）

（沖繩振興特別措置法の一部改正）

第九条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百一条」を「第二百十条」に改める。

第十四条第一項中、「第一百七十七条、第一百八条、第二百十条及び第二百一条」を「及び第一百七十七条から第二百十条まで」に改める。

（略）
 第一百九条を削り、第二百十条を第一百九条とし、第二百一条を第二百十条とする。
 （略）

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十二 (略)

二十二の二 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。

2 二十三〜百二十八 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
<p>(略)</p> <p>平成三十一年三月三十一日</p>	<p>(略)</p> <p>奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。)に基づく公共事業に關する關係行政機關の経費の配分計画に關すること。</p> <p>奄美群島特例通訳案内士に關すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關すること。</p> <p>小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に關すること。</p> <p>小笠原諸島特例通訳案内士に關すること。</p>
<p>(略)</p> <p>平成三十四年三月三十一日</p>	<p>(略)</p> <p>沖縄特例通訳案内士に關すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>